

## 使って応援！ ゆあさクーポン 取扱店

共通券 中小規模店専用券

取扱期限 令和4年2月28日(月)まで  
※取扱期限を過ぎた場合は無効となり、使用できません。

お問い合わせ先 湯浅町 ふるさと振興課 ☎0737-63-2525



**▶使用可能店舗一覧**  
使用可能店舗(参加店)には、左のポスターを掲示しています。クーポン使用可能店舗(参加店)一覧表は、クーポン郵送時に同封しますのでご覧ください。なお使用可能店舗は、随時更新しています。最新情報は、湯浅町ホームページまたは役場での配布物をご覧ください。

**▶事業者の皆様へ**  
参加店(ゆあさクーポンを利用できる店舗)の参加申込を10月4日より受付中です。湯浅町ホームページに掲載している要領に該当する湯浅町内の事業者は、要領を必ずご確認し、ご了承いただいた上で参加申込を行ってください。

# 使って応援！ ゆあさクーポン

使用可能期間 令和4年2月28日(月)まで

湯浅町では、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急経済対策の一環として、消費喚起による地域経済の活性化を目的とした町内の参加店で使用できる商品券「ゆあさクーポン」を発行します。

**▶お問合せ・申込受付場所**  
(8時30分～17時15分 土日祝除く)  
ふるさと振興課 商工観光係…………… ☎64・1112  
政策企画課 政策企画係(15番窓口)…………… ☎63・2552

●参加店舗の負担金(参加費・換金手数料など)はありません。  
●10月22日(月)までにお申込みいただいた事業者は、ゆあさクーポン配付時に「利用できるお店」として店舗名を紹介します。  
●10月23日以降の登録は、湯浅町ホームページまたは役場で配布物のみの紹介となります。



**▶詐欺にご注意ください**  
「ゆあさクーポン」の配付に乗じて詐欺や個人情報情報の詐取が発生するかもしれません。「ゆあさクーポン」で湯浅町職員が手数料などの振り込みを求めることは絶対ありません。また、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることもありません。おかしいな?と思ったら、担当課または警察にご相談ください。

**▶アンケートにご協力ください**  
今回実施する「ゆあさクーポン」がどのような利用されているかを把握し、今後の町施策へ反映させていくため、全世帯向けにアンケートを実施します。アンケート用紙は「ゆあさクーポン」と一緒に郵送しますので、是非調査にご協力をお願いします。



**▶クーポン郵送時期**  
11月中旬にレターパックプラス(特定封筒郵便物 対面授受)等による郵送を順次行います。

**▶ゆあさクーポンについて**  
1人あたり10,000円分のクーポン(共通券5,000円分・中小規模店専用券5,000円分)を世帯主宛てに、世帯主分含め同一世帯の家族分のクーポンを郵送します。

**▶配付対象者**  
1 令和3年10月1日において湯浅町の住民基本台帳に記録されている方  
2 令和3年10月1日において湯浅町の住民基本台帳に記録されており、かつ引き続き住民登録がされている母親から令和4年2月28日までに出生し、湯浅町の住民基本台帳に登録された方

**▶使用可能期間**  
令和4年2月28日(月)まで  
クーポンが届いた日から使用可能です。使用可能期間を過ぎると無効となります。

**▶注意事項**  
●ゆあさクーポンは、町内の参加店(使用可能店舗)でのみご使用になれます。  
●転売、現金との引き換え及びその他の商品券や他の金券との交換はできません。  
●出資または債務、たばこ等への支払いは使用できません。  
●盗難、紛失または滅失に関して町は責を負いません。  
●釣銭のお渡しはできません。  
●使用可能期間内外に関わらず現金での払い戻しはできません。

**▶避難者の方はご確認ください**  
親族等からの暴力を理由に避難されている方で、クーポンの送付先を変更する必要がある方は、ふるさと振興課までご連絡ください。  
申請受付：11月8日(月)まで  
申請様式等詳しくは湯浅町ホームページをご覧ください。